



平成20年1月31日
内閣府（防災担当）

中央防災会議「大規模水害対策に関する専門調査会」（第8回） 議事概要について

1. 専門調査会の概要

日時：平成20年1月29日（火）14：30～17：00

場所：全国都市会館

出席者：秋草座長、河田副座長、秋本、梅崎、岸井、木津、重川、杉田、田中（淳）、
田中（里）、田村、飛山、中村、松田、宮村、山口、山崎、山田、山脇 各専門委員
木村内閣府副大臣、加藤政策統括官、上田参事官、鳥巢参事官、上杉参事官、
篠原参事官、池内参事官 他

2. 議事概要

「地球温暖化に伴う気候変動について（社会資本整備審議会河川分科会気候変動に適應した治水対策検討小委員会中間報告）」について国土交通省より、「大規模水害における電力設備被害」について、山口委員よりご説明をいただいた。

「大規模水害時の浸水想定」、「大規模水害時の被害想定」等について事務局より説明を行った後、各委員にご議論いただいた。委員からの主な意見等は以下のとおり。

（主な意見）

- 土地利用規制はペナルティーを伴わなければ実効性がない。
- 気候変動によるこれまで誰も考えてこなかったリスクを考えると、様々な施策を組み合わせる対応するしかない。ハードとソフトを組み合わせた対策が必要。
- 土地利用規制の取り組みは、時間がかかる。また、河川周辺は土地利用が進み空地が無い。三大都市圏などでは雨水の貯留・浸透などに取り組まなければならない。
- 河川担当部局、建築担当部局がばらばらに「安全」というテーマについて検討を進めているが、総合的な取り組みを進めてもらいたい。
- 土地利用の見直しは流域全体を対象に検討して欲しい。中流で改修を行ったために下流が危険になる場合もある。国が全体的な対策を考えるべき。
- ピロティー構造の家屋は水害には強いが地震に弱い。総合的な視点が必要。
- 全てをハードで対応することはできない。初動体制の立ち上げ、リアルタイム情報の共有等、一旦、事が起こったときに何をするのか検討することが重要。

- 水害リスクの増加を踏まえると、床下浸水の許容など、浸水してもダメージをあまり受けない生活への転換等も検討すべきでないか。
- バリアフリー化により浸水リスクが増えるといったトレードオフもあり、総合的な視点をもった政策展開が必要。
- 平成 11 年福岡水害時には、駅周辺のビルのブレーカーが落ちたため、福岡空港のブレーカーが落ちる波及被害が生じた。電力事業者の施設被害だけでなく需要家の被災による電力支障も検討が必要。
- 電力供給のバックアップは用地の制約上、同一ルートになる場合もあるが、ネットワーク化により対応を図っている。また、電力事業者として安定供給のため需要家にコンサルティングをしたり、不安のある電源設備の場合には変更のお願いをしている。
- ビルの電源設備は地下に設置されていることが多い。
- 人工呼吸器を装着している患者など 1 時間程度しかバッテリーがもたず電力が不可欠な方がいる。電力事業者としても個人情報の課題もあるがそのような方々の情報を収集し、停電時には発電車を近隣に配置し電力供給を行うなどの対応をしている。
- 大規模な水害時には復旧に長期間かかるおそれもあり、復旧の優先順位について行政と相談しながら応急復旧を進める。
- 堤防の決壊幅について、実績を用いるだけでなく、決壊幅を変えた場合の浸水範囲等について感度分析を行うべきである。
- 具体的な対策をとればどのように被害が減少するか分かるようになってきたが、個々の対策の議論となると、ボートを集めても漂流物のためゴムボートが使えない場合や農薬や危険物が流出しウエットスーツが無ければ活動ができないなど現場レベルの話も重要である。
- 声を上げることができる孤立者は良いが、声を上げることができない孤立者がいる場合には、一人、一人しらみつぶしに検索をすることが必要になる。既往の災害時の教訓を参考にして対策を検討すべき。
- 停電した場合に、ガス、通信にどのような影響があるのか、さらに、救助活動にどのような影響があるのか検討をお願いしたい。
- 危機管理に関して個別の情報の整備はなされているが、まとめて見ることができる共通の情報基盤が無い。個人がどこに家を建てれば良いか、アクセスすれば、リスクが分かるような基盤整備を進めるべき。
- 避難に関するアンケート調査では、荒川の浸水想定区域内であること、荒川の水位が堤防の高さに迫っていること、避難勧告が出されていること、12 時間程度以内に家の周辺が浸水するおそれが十分にあることがアナウンスされる前提条件になっている。このような情報は整備されつつあるが、「あなたの家の周辺が 12 時間程度以内に浸水する」という情報は出されているのか。
- 利根川については、堤防決壊後に浸水範囲と深水深について予測を行い周知することとしているが、堤防決壊前にどこで氾濫するかを予測をすることは、現状では難しい。

- 浸水想定区域内の全市区町村を対象に避難に関する洪水予報等の情報が発信されているが、どの市区町村が避難勧告を出さなければならないのか、どこに避難をしなければいけないのかが分かる受け手の立場に立った情報提供が必要。
- 既往の水害時の避難率として、東海豪雨時の避難率が 44.5%と示されているが、この避難率は浸水した後に避難所に避難した人も含まれている。このため、実際に事前避難をした人は、少なくなる可能性がある。
- 大河川が氾濫をしている場合には、中小の河川はどのような状況になっているのか。避難に影響を及ぼすおそれがあることから検討をすべき。
- 水害の全壊、半壊の罹災判定と実際の被害に違いがある。床上浸水程度の被災でも住むことができず、建て替えている場合がある。

<連絡・問い合わせ先>

内閣府	地震・火山対策担当参事官	池内	幸司
	同企画官	安田	吾郎
	同参事官補佐	時岡	真治
TEL:03-3501-5693(直通) FAX:03-3501-5199			